

平成22年4月1日

一般社団法人フォレストック協会

## 「森林の CO2 吸収量及び生物多様性保全と森林管理・経営レベルの認定（「フォレストック認定」）」について

### 1. フォレストック認定制度の創設

「森林の CO2 吸収量及び生物多様性保全と森林管理・経営レベルの認定」（以下、「フォレストック認定」という。）制度は、平成 20 年 8 月以降、社団法人日本林業経営者協会が、京都議定書でのわが国の森林吸収源の上限値 1300 万炭素トンの達成のためには、速やかにわが国の森林管理レベルを向上させる必要があると考え、企業の環境貢献活動と連携して、森林吸収源の価値を森林所有者や林業者に還元する仕組みを創ることを目的として創設されたものである。

その制度設計に当たっての調査検討については、「森林吸収源」及び「生物多様性保全と森林管理・経営レベル」について一定レベルの機能を果たすこととなる森林を対象として、その認定方法などを定め、信頼性及び透明性の高い制度とするべく、三井物産環境基金の支援による「循環型社会に資する日本型森林管理・経営モデルの構築」の研究事業の一環として実施し、森林問題に造詣の深い学識者や林業、木材産業関係者等のメンバーにより構成された森林吸収源検討会（検討会メンバーについては添付資料参照）を設置し行われた。

以下は、同検討会が本制度創設にあたり、調査検討した結果をまとめた報告書であり、本制度の基本的な考え方、指針をまとめたものである。

### 2. 制度の目的

京都議定書で CO2 を吸収したと認められる森林は、人為的な行為がなされ「適切な森林経営がなされている森林」である。吸収源上限値 1300 万炭素トンの達成のためには、2012 年までに毎年 55 万 ha、合計 330 万 ha の間伐が必要とされている。しかし、間伐予算は増加しているが、伐採跡地に再植林しない事例が増えているなど、健全な林業経営や山村の再生につながっていないのが実情である。

一方、国連では 2010 年を「国際生物多様性年」と定めており、同年 10 月には「生物多様性条約第 10 回締約国会議」（COP10）が名古屋市で開催されることとなっているが、森林は生物多様性を高めることについて、最も大きく関わるができる分野でもある。

また、未利用間伐材の活用は、化石資源に代替できる循環資源を森林から提供することにつながる。これを市場に供給し、建築材として、あるいは木質バイオマス・エネルギーとして発電や熱供給に活用することにより、化石燃料等の枯渇性資源を木材と言う資源に代替する取組も重要となっている。

これらのことから、

- ①森林吸収源が増加し、かつ、持続的経営がなされる森林
- ②生物多様性の保全がなされる森林

### ③間伐材による枯渇性資源の代替機能を果たす森林

をわが国においてより多く実現するため、企業の自主的な環境貢献活動と連携して個別経営体の森林管理レベルを向上させることができる仕組みを創ることとする。

なお、今回の検討は、京都議定書で認められている森林吸収源が、企業等の CO2 排出量と相殺できる仕組みを創ることを目的とするものではない。

しかしながら議定書の森林吸収源の上限値の確保の為の大きな助力となることは間違いのない。即ち、この活動は京都議定書の森林吸収分 3.8%を推進する事業でもある。

## 3. 認定基準の考え方

①「森林吸収源が増加し、かつ、持続的経営がなされる森林であること」の認定基準は次にいずれかによる。

- ・ 森林認証（※1）を取得している森林であること
- ・ 森林法に基づく市町村長による「森林施業計画」の認定森林であること

なお、森林吸収源の増加量に関しては、(独)森林総合研究所による京都議定書報告に必要な森林吸収量の算定手法に基づき、森林内容や諸帳票の調査等を行って算定するほか、別添資料の「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」に即して認定することとなる。

（※1）：森林認証とは現在のところ FSC、SGEC をさす。

②「生物多様性の保全がなされる森林であること」の認定基準は次のいずれかによる。

- ・ 生物多様性の保全とこれに関連する土壌・水資源の保全と維持に関し、森林認証と同レベルの基準を満たす森林であること
- ・ 同じく森林認証と同レベルの基準を満たすよう新たな取組みを明らかにし、これを実行すること

なお、生物多様性の保全に関しても、別添資料に即して認定する。

③以上の二項目については、現に森林認証の審査業務を行っていて、一般社団法人フォレストストック協会が適切と認めた審査機関又は審査員が、CO2 吸収量の算定・持続的経営の認定、生物多様性保全の水準についての評価を行うこととするが、この基準における「森林の管理・経営評価」及び「生物多様性評価」が50点以上でなければ森林吸収源の販売対象森林とはならない。

④また、森林認証に準じて5年ごとに再調査を行うほか、毎年、当該森林の調査を行った調査員又は審査員が現地を訪問し、諸帳票の提出を求めて実行状況の確認や数値の算定を行う。

なお、天然林については、人為的な育成作業により森林蓄積が増加し、かつ、生物多様性保全が一定レベル以上であると認められる場合は、人工林と同様に扱うこととする。

⑤「間伐材による枯渇性資源の代替機能を果たす森林」については、この仕組みを作ることに努め（4の（2））に詳述）、これが実現した場合に林業者は間伐材の供給に積極的に協力することとする。

## 4. 企業に魅力ある仕組みに（1）

企業が上記の制度の目的である三項目を満たす森林管理を助長・支援する動機を高めるためには、

- ① 企業側がカーボン・オフセットなどの CSR 活動や CO2 吸収量や生物多様性を認定する証書などにより広告・イベントなどに活用できること、環境会計や CSR 報告書などに数値化して公開できるようにすること
  - ② 林業者と企業が連携して取り組むこの仕組が高度な透明性・信頼性を有し、社会的認知を得られること
  - ③ 森林吸収源について、環境省による「カーボン・オフセットに用いられる VER の認証基準に関する検討会」の報告を受け、これに沿うものとする
  - ④ 生産活動などで森林を喪失する場合があるが、生物多様性を高める取組みにより、わが国や地域の生物多様性を総体として維持・向上させる活動（生物多様性オフセット）への理解が高まること
  - ⑤ 環境省、経済産業省、林野庁等関係行政機関による森林吸収源や生物多様性保全等に関する検討状況を見つつ、それとの整合性を確保するよう努めること、あるいは当認定基準を強化すること
  - ⑥ 林業者は、森林自体に見学、撮影、育林活動などでのアクセスが容易になるよう、道などに配慮し、また、安定した森林景観を創造する努力をすること
- などが必要となる。このため、

- この仕組みに参加することの意義や合理性を広報し、企業と林業者の仲介を担うメディアと提携して社会的認知度を高め、一体的に取り組む。
- 上記認定基準の考え方に記載される①と②の二項目にかかる審査・証明は、信頼性の高い森林認証審査機関又は審査員が森林吸収量及び生物多様性保全の水準などについて調査し、これを立証する証書を発行する。
- また、証明業務の適正な実施に関して実績のある有資格機関にこの証書の審査・検証を行ってもらい、認定書を発行する。
- 一般社団法人フォレストック協会が株式会社フォレストックと共に、この仕組の運営を担い、企業に対しての認定証の発行を行う。これには上記の審査機関等の証書や認定書を添付する。

こととする。

#### 4. 企業に魅力ある仕組に（2）

CO2 の大規模排出事業所である、製鉄・アルミ・セメント工場や発電所などは、殆どが地方に所在する。その上流域の森林は、CO2 の固定、きれいな水の供給などで継続的な操業に寄与している。

こうした大規模排出事業所が、自ら、近くの森林から間伐材を運び出し、石炭と混焼することにより、CO2 を大幅に削減することが可能となり、これを「削減クレジット」化し、それがその事業所の自主目標以上の削減になれば、その削減クレジットを他事業所に販売することができ、大規模な森林木質バイオマスのエネルギー利用へ燃料転換を起こすことにつながると思われる。

また、東京都では CO2 の「削減義務+取引制度」スキームを 2010 年からの導入を目指し制度設計を検討している。対象事業者は、都の定める削減義務率を履行しなければならないが、その達成手段について、①自ら削減することを基本とするが、②補完的手段も認めている。この補完的手段は、「他者の削減量の取得」（排出量取引）であり、認められるのは以下の 4 つであるとのことである。

1. 対象事業所が義務量を超えて削減した量
2. 都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量
3. 都外の事業所における削減量
4. グリーンエネルギー証書の購入

ここで提案している、木質バイオマス・エネルギー利用による化石燃料使用削減による CO2 削減量は、この 3 と 4 にあてはめられる。このスキームと組み、日本の森林の間伐材を使うことにより、化石燃料使用を減らす結果で削減された CO2 排出削減量をクレジット化して、東京都のこのスキームで利用できるよう東京都に働きかけ、排出事業所が地方にあっても日本の森林間伐材利用により発生する「削減クレジット」が東京都で削減義務を負った企業に「削減量」として売ることができれば、我々が取り組む仕組の大きな推進力になる。

東京都とともに、他の自治体や環境省でも同様の取り組みをするよう、強く働きかけることとする。

一方、エネルギー利用の場合、間伐材の供給継続と一定量のまとまりの必要性に鑑み、これに応えるよう林業者は努めることとする。

<別紙>

《検討会のメンバー》

氏名	所属
鮎川 ゆりか	オフィス・エコロジスト代表
甲賀 廣代	コクヨファニチャー（株）国産材利用推進担当
牧 大介	アマタ（株）持続可能経済研究所所長、（現在：（株）トビムシ取締役）
魚住 隆太	KPMGあずさサステナビリティ（株）代表取締役
富村 周平	富村環境事務所所長
古河 久純	古河林業（株）代表取締役（会社林業、住宅産業）
榎本 長治	（株）山長商店代表取締役（和歌山県林家、製材加工業）
矢作 和重	住友林業（株）顧問（会社林業、住宅産業）
服部 正幸	三井物産フォレスト（株）常務取締役（会社林業）
岸 三郎兵衛	山形県金山町森林組合長（山形県林家）
合原 真知子	林業・木材製造業労働災害防止協会副会長（大分県林家）
山縣 睦子	NPO法人 MORIMORIネットワーク代表（栃木県林家）
速水 亨	日本林業経営者協会会長（三重県林家、座長）
大沼 毅彦	日本林業経営者協会青年部長（宮城県林家）
絹川 明	日本林業経営者協会専務理事（事務局）
吉田 正木	日本林業経営者協会青年部幹事（事務局）

《コミュニケーションアドバイザー》

博報堂及び博報堂DYメディアパートナーズ環境コミュニケーションチーム



